国会事項

衆議院

報告書受領

七月二十八日会計検査院長西村正紀から次の報告書を受領した。

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「科学研究費補助事業において、独立行政法人日本学術振興会理事長に対して、研究者に対して効果的な督促を行うことなどにより、研究成果報告書等を長期間提出していない事態が発生しないよう是正改善の処置を求めたもの」

会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「国から補助金の交付を受けて各信用保証協会に造成された制度改革促進基金の規模が必要額を超えた過大なものとならないよう補助金の交付の在り方等について見直しを行うなどすることにより、同基金の効果的な活用が図られるよう経済産業大臣に対して意見を表示したもの」

参議院

報告書受領

七月二十八日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「科学研究費補助事業において、独立行政法人日本学術振興会理事長に対して、研究者に対して効果的な督促を行うことなどにより、研究成果報告書等を長期間提出していない事態を解消するよう適宜の処置を要求し及び今後同種事態が発生しないよう是正改善の処置を求めたもの」を受領した。

また、同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「国から補助金の交付を受けて各信用保証協会に造成された制度改革促進基金の規模が必要額を超えた過大なものとならないよう補助金の交付の在り方等について見直しを行うなどすることにより、同基金の効果的な活用が図られるよう経済産業大臣に対して意見を表示したもの」についての報告を受領した。

人事異動

内閣

国務大臣
内閣府特命担当大臣前原誠司海外渡航不在中内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）事務代理を命ずる（七月二十一日）　中井　洽
○総務大臣臨時代理解職
国務大臣　玄葉光一郎
総務大臣原口一博帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に総務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　玄葉光一郎
内閣府特命担当大臣原口一博帰朝につき内閣府特命担当大臣（地域主権推進担当）事務代理を免ずる　中井　洽
○国土交通大臣臨時代理解職
同
国土交通大臣前原誠司帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　中井　洽
内閣府特命担当大臣前原誠司帰朝につき内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策担当）事務代理を免ずる（以上七月二十二日）
○経済産業大臣臨時代理
国務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣直嶋正行海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する（七月二十四日）
○経済産業大臣臨時代理解職
国務大臣　野田　佳彦
経済産業大臣直嶋正行帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○環境大臣臨時代理解職
同　山田　正彦
環境大臣小沢鋭仁帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上七月二十五日）
○外務大臣臨時代理解職
国務大臣　仙谷　由人
外務大臣岡田克也帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

細田　啓介
特命全権大使
近藤　誠一
判事に任命する（以上七月二十六日）
願に依り本官を免ずる（七月二十八日）

内閣府

（総務省統計局統計調査部長）
総務事務官　駒形　健一
内閣府事務官（公益認定等委員会事務局長）に転任させる
（総務省大臣官房政策評価審議官）同　田口　和也
内閣府事務官（官民人材交流センター審議官）に転任させる
（調査官（政策統括官（沖縄政策担当）付参事官（企画担当）付））内閣府事務官　吉住　啓作
賞勲局審査官に昇任させる
（賞勲局審査官）同　栗田奈央子
官民競争入札等監理委員会事務局参事官に配置換する
（公益認定等委員会事務局長）
同　丹下　甲一
（官民人材交流センター審議官）
同　平山　眞
（官民人材交流センター総務課長）同　水上　保
総務省に出向させる（各通）（以上七月二十七日）

財務省

（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構理事）　村中　健一
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
（総務省人事・恩給局参事官）
総務事務官　辻　庄市
財務事務官に任命する
理財局計画官を命ずる
（理財局財政投融資総括課長兼理財局計画官）
理財局計画官兼務を免ずる（以上七月二十七日）　美並　義人

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成22年4月1日から平成22年6月30日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第8号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成22年7月30日

財務大臣　野田　佳彦

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

七月二十七日（火）

○一般案件

一、平成二十三年度予算の概算要求組替え基準について（決定）（財務省）

公告

諸事項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号）第10条第6項の規定により届出のあった事項について、同条第9項に基づき次のとおり公告する。

平成22年7月30日

金融庁長官　三國谷勝範

1　所在地の変更のあった者
(1)　名称　ニュー・リアル・クリエイション株式会社
変更後の所在地　東京都港区赤坂二丁目14番27号

2　名称の変更のあった者
(1)　変更前の名称　ニュー・ミッション・ファンディング株式会社
変更後の名称　ニュー・ミッション・ファンディング合同会社